

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

・住民に身近な部会組織をはじめ各種組織・協議会を適切に開催し、地域や公共交通を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、実績データの把握、問題点の検証、事業の見直しの要否の検討等、当該事業を本格実施するための環境整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

・総合事業計画において、南信州地域の基幹となる路線の3路線について、主な交通不便者である高齢者や学生(高校生)の通院・買物・通学等のサービス向上を踏まえた路線バス及び乗合タクシーの実証運行を地域として実施する事業として位置づけている。

・路線バス阿島循環線は、平日8便・土曜2便を車両2台で運行し、12月31日までに11,535人(1,142人増111.0%増)が利用した。

・路線バス駒場線は、平日20便・土曜9便・日曜6便を車両7台で運行し、12月31日までに132,851人(8,481人増106.8%増)が利用した。

・乗合タクシー上市田線については、平日6便を車両1台で運行し、12月31日までに1,997人(587人増141.6%増)が利用した。

()内数字はH21.4/1～12/31の利用者数との比較

上記のとおり、事業計画に位置づけられた事業が適切に実施された。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

・路線バス及び乗合タクシーの実証運行については、利用実態調査を行うことで事業の効果・影響を把握することとしており、乗り込み調査、運行事業者からの月別の実績報告及び聞き取り調査により把握し事業評価を行った。

・基幹路線と准基幹路線、支線との接続については、各市町村から飯田市内まで高齢者が通院できるか、学生(高校生)が通学できるかについてを市町村担当者を通じて調査を行った。情報共有として市町村担当者会を開催し、南信州公共交通システムの確認を行った。部活等により下校が遅くなる場合には、保護者等の迎えが想定される地域もあることが分かり、本格運行に向け見直しや改善が必要であると考えられる。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

・路線バス及び乗合タクシーの実証運行について、乗り込み調査や運行事業者からの報告等から実際に通院・通学に利用されていることが確認されたことから目標を達成するための適切な事業であると判断される。

・阿島循環線及び上市田線の運行経路に該当する飯田市座光寺地区では、外出に不便を感じている方を対象としたアンケート調査が行われ、買い物の利用のニーズが最も多いことが分かった。定時定路線のバスとは異なり小回りが利く運行のため、利用につながる運行の見直しや改善の検討が必要である。

・上市田線のデマンド方式は学生(高校生)の通学には不向きであり、結果として全体の利用者減にもつながっていることが分かった。時間帯により高齢者と高校生の運行の切り分け(通学便を設定するのであれば時間遵守を重視する等)、学生にとって利用しやすい工夫や改善が必要である。

・上市田線のデマンド方式は利用者が伸びており、徐々に定着してきたものと考えられる。(H21 H22)

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

・路線バス及び乗合タクシーの利用者数について、昨年度よりも概ね順調に経過しており、ほぼ確保できると思われる。ただし、今後の本格運行に向けて収支率についてはさらなる向上が必要であることから、積極的な広報・PR、需要の掘り起こしが必要と考える。
・阿島循環線については、朝7時便の学生設定の便の利用が少ないことから、さらに地域住民や高校を通して協力を呼びかけるなど、積極的な対応が必要である。
・学生定期の上限設定の見直しの結果、特に学生利用の多い駒場線は利用が伸びている。運賃収入は減るが、家族への負担や環境への負荷の軽減につながっているものと思われる。
・上市田線においては、毎日通学する学生等の対応として第1便を予約無しで乗れる定時運行にした。第1便について、当初4月は平均乗車率43%、乗車人数12人と低調であったが、12月は90%、乗車人数が40人と徐々に利用が伸びてきており、ニーズがあったものと伺える。乗務員からの聞き取りによると学生の利用は少ないことから、学生(高校生)が利用しやすい見直しや改善を行う必要である。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

・1年目に実施した改善案によりすべての路線において利用者増となったが、阿島循環線と上市田線の利用は収支率からみても低調と言える。
・阿島循環線及び上市田線の運行経路に該当する飯田市座光寺地区においては、公共交通について検討する住民と利用者による小委員会が検討されており、翌年度から乗降調査やアンケート調査等を踏まえ、年度途中でも必要に応じて見直しや改善を実施していく。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

路線バス及び乗合タクシーの実証運行を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、広域連合及び実証運行関係市町村からの財政支出により実施することで関係者の合意が形成されており、南信州広域連合の平成23年3月議会に平成23年度予算を提出し、広域連合議会で審議してもらうことになっている。運行負担を行う市町村も同様に議会に提案し、審議いただくことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

・飯田市座光寺地区において、自治会が中心となって外出や移動方法に不便を感じている人にアンケート調査を実施する等、翌年度以降も引き続き、利用が低調な阿島循環線と上市田線の維持・発展に向けて協議いただくことになっている。
・当協議会は市町村担当者会議を設置していることから、路線沿線の市町村において、担当職員が地域住民と協議する場を設定し、運行改善に向けた意見を取りまとめる体制が整っている。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

・住民アンケート調査において、61.7%の圏域住民が路線バスの維持を望んでいる。そのうち、税負担による維持が37.1%、住民同士の負担は15.8%、運賃負担の増加が8.8%という結果であった。路線バスや乗合タクシーの持続的な運行には、税負担の少ない健全な収支のバランスが必要であるが、そのためには地域住民の理解と協力が必要である。
・本格実施に向けた住民意識の醸成を、広報等を活用して今後も取り組んでいく。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

・法定協議会の規約により、法定協議会の審議事項に、連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、その他協議会の目的を達成するために必要な事等が規定されている。また、協議会の業務を円滑に行うため幹事会を設置し、協議会の議決した事項の執行に関する事を協議することとされており、幹事会において調査・研究及び協議を行っている。

・なお、本連携計画では南信州地域全体の連携計画となっているが、同地域に5つ(飯田市、松川町、南部、阿智村、豊丘村)の法定協議会が存在するため、当協議会において各法定協議会や市町村との連絡調整や情報交換の場を求める意見がある。

南信州地域交通問題協
南信州広域連合会議
(14市町村長会)

幹事会— 部会

バス路線部会(北部線(3路線)、駒場線(1路線))

市町村担当者会

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

・法定協議会及び幹事会の構成員に住民自治組織の会長など、地域の各ブロックからの住民代表者が含まれており、計画事業の進め方を法定協議会等で審議した上で、主な交通不便者である高齢者や学生(高校生)の通院・買物・通学等のサービス向上を踏まえた路線バス及び乗合タクシーの実証運行を実施するとともに、その実施結果については法定協議会等で説明を行って意見や質問を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

・計画事業の実施結果を基に、地域住民とのワークショップをはじめとする各種会議を現場に近いところから積み上げ、協議会で報告・審議しており、計画事業の実施にあたっては適切に開催してきた。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

・法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録は南信州地域交通問題協議会のHPにおいて会議後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って協議会の議事が開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

・路線バス及び乗合タクシーの実証運行については収支率向上が課題であるものの、主に交通不便者である高齢者や学生(高校生)の足の確保が重要として地域関係者の実質的な合意形成がなされている。
・翌年度も実証運行を行うことについて反対意見もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業についても地域関係者の実質的な合意形成がされていると言える。